別表第百八十一の三の次に次の一表を加える。

別紙118	挿入

別表第百九十一の三の次に次の一表を加える。

別紙119	挿入

別表第百九十二の二の次に次の一表を加える。

別紙120	挿入

別表第百九十三の帳票名称の項中「無資産証明書」の右に「（土地・家屋）」を加え、同表の次に次の二表を加える。

別紙121	挿入
別紙122	挿入

別表第百九十四の三の次に次の一表を加える。

別紙123	挿入

別表第百九十五の二の次に次の一表を加える。

別紙124	挿入

別表第百九十六の14の項を次のように改める。

別紙125	挿入	

別表第百九十六の33の項を次のように改める。

別紙126	挿入	

別表第百九十七の三の次に次の一表を加える。

別紙127	挿入

別表第百九十八の二の次に次の一表を加える。

別紙128	挿入

別表第百九十九の13の項及び別表第二百の13の項を次のように改める。

別紙129	挿入	

別表第二百一の12の項を次のように改める。

別紙130	挿入	

別表第二百三の11の項を次のように改める。

別紙131	挿入	

別表第二百十三の21の項から24の項を次のように改める。

別紙132	挿入

別表第二百十四の帳票ＩＤの項を次のように改める。

別紙133	挿入

附　則

この告示は、公布の日から施行する。